

自動通話録音機利用同意書

区から自動通話録音機の無償貸与を受けるに当たり、次のことにご理解とご協力をお願いいたします。

確認された事項の□にチェックを記載して下さい。

- 世田谷区から転出される場合は、機器を返納します。
- 貸与後、6ヶ月前後に行われる区からの利用者電話アンケートにお答えします。
- 万が一、貸与日から1年を過ぎて故障した場合は、自身で修理を依頼します。(なるべく多くの方に利用していただくため、基本的に区からの追加貸与は行ないません。)
- 区の「防災・防犯情報メール」を受信登録します。

以上に同意しましたので、無償貸与を申し込みます。

平成 年 月 日

お名前

代筆者